

事 務 連 絡  
平成25年12月12日

日本地質学会 御中

資源エネルギー庁資源・燃料部政策課

鉱業法第100条の2に基づく鉱物の探査に係る許可申請について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より資源エネルギー行政にご理解を賜り誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、平成24年1月21日より改正鉱業法（以下「法」という。）が施行されております。今回の改正においては、昨今の資源需要の拡大やグローバル化の状況を踏まえ、国内資源の適正な管理の観点から、鉱物の探査に係る許可制度が新たに創設されました。

当該制度では、鉱物資源の開発、科学的調査などの目的の如何に関わらず、鉱業法に定める方法による探査を行う場合、法第100条の2に基づき、経済産業大臣に申請をし、許可を受ける必要がございます。

また、これに違反した場合は、法第100条の6に基づき、違反行為に係る作業の中止、違反行為に係る探査に使用した装置もしくは物件の除去又は現状の回復をしていただくとともに、法第143条に基づき5年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金または併科となる場合がございます。

このような規制が新たに導入された本来の趣旨は、学術や研究目的の探査を行おうとする研究者等の皆様の行為を抑制することではなく、あくまで不法に探査活動を行う者を取り締り、我が国の国内資源の適正な管理を行うためでございますので、貴会におかれましては、上記について何卒ご理解賜るとともに、学会誌等を通じて貴会所属会員等に対して可能な限り周知していただきますよう、お願いいたします。

本制度について御不明な点や、許可申請の要否等について、ご質問等がございましたら、下記問い合わせ先までご相談ください。

【問い合わせ先】

資源エネルギー庁資源・燃料部政策課

矢島・鹿嶋・花澤

電話番号：03-3501-2773